

臨時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年2月25日(金曜日) 午後1時

開催場所

東京都港区芝4-1-23 三田NNビル
1階セミナールーム

(ご来場される場合は末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

新型コロナウイルスの感染が広がっております。
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防の為の措置を講じる場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

議案

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 第三者割当の方法によるA種種類株式の発行の件 |
| 第3号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少の件 |
| 第4号議案 | 剰余金の処分の件 |

目次

| | |
|------------------|---|
| 臨時株主総会招集ご通知…………… | 1 |
| 株主総会参考書類…………… | 3 |

株式会社エスエルディー

証券コード 3223

証券コード 3223

2022年2月10日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目1番23号
株式会社エスエルディー
代表取締役 有 村 譲

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年2月24日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月25日（金曜日）午後1時
2. 場 所 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル 1階セミナールーム
（開催場所が定時株主総会と異なりますので、末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 第三者割当の方法によるA種種類株式の発行の件
 - 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
 - 第4号議案 剰余金の処分の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sldinc-ir.com/>）に掲載させていただきます。
- ◎代理人によるご出席は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に限らせていただきます。この場合、代理権を証明する書面として、委任状及び株主様ご本人の議決権行使書用紙をご提出ください。
株主ではない代理人及び同伴の方など株主以外の方は、株主総会にご出席いただけません。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案においてお諮りするA種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、当該株式に関する規定を新設するとともに、発行可能株式総数の変更等を行うものです。

なお、本議案に係る定款一部変更については、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000株</u> とする。 | 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,001,000株</u> とし、当社の発行可能 種類株式総数は、それぞれ次のとおり とする。 <u>普通株式 4,000,000株</u> <u>A種種類株式 1,000株</u> |
| 第8条（単元株式数） 当社の1単元の株式数は、100株と する。 | 第8条（単元株式数） 当社の <u>普通株式の1単元の株式数</u> は、100株とし、 <u>A種種類株式の1単</u> <u>元の株式数は、1株</u> とする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|----------------------|---|
| <p>(新設) (新設)</p> | <p style="text-align: center;">第2章の2 種類株式</p> <p>第12条の2 (A種類株式) <u>当社の発行するA種類株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>2.剰余金の配当</p> <p>①優先配当金</p> <p><u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録された本種類株式の株主（以下「本種類株主」という。）又は本種類株式の登録株式質権者（本種類株主と併せて、以下「本種類株主等」という。）に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、本種類株式1株につき、②に定める額の配当金（以下「本優先配当金」という。）を金銭にて支払う。</u></p> <p><u>但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日として本優先配当金の配当（③に定める本累積未払配当金の配当を除く。）をしたときは、その額を控除した金額とする。なお、本優先配当金に本種類株主が権利を有する本種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p>②優先配当金の額 <u>本種類株式1株当たりの本優先配当金の額は、本種類株式1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額（当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2022年2月28日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>③累積条項 <u>ある事業年度において本種類株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る本優先配当金につき本③に従い累積した本累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする本優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、②に従い計算される本優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、①但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p>降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年率4.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）とする。累積した不足額（以下「本累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、普通株主等に先立ち、本種類株主等に対して配当する。</p> <p>④非参加条項 本種類株主等に対しては、本優先配当金及び本累積未払配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>3.残余財産の分配 ①残余財産の分配 当社は、残余財産を分配するときは、本種類株主等に対して、本種類株式1株当たり②に定める金額（以下「本残余財産分配額」という。）を、普通株主等に先立ち、支払う。なお、本残余財産分配額に、本種類株主が権利を有する本種類株式の数を乗じた金</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>②残余財産分配額</p> <p>a基本残余財産分配額</p> <p>本種類株式1株当たりの残余財産分配額は、第5項②aに定める基本償還価額算式（但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。</p> <p>b控除価額</p> <p>aにかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた本優先配当金（以下「残余財産分配前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、本種類株式1株当たりの残余財産分配額は、第5項②bに定める控除価額算式（但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「残余財産分配前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される価額をaに定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、残余財産分配前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、残余財産分配前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をaに定める基本残余財産分配額から控除する。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p><u>③非参加条項</u> <u>本種類株主等に対しては、①のほか、</u> <u>残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>4.議決権</u> <u>本種類株主は、法令に別段の定めがあ</u> <u>る場合を除き、株主総会において議決</u> <u>権を有しない。</u></p> <p><u>5.金銭を対価とする取得請求権</u> <u>①取得請求権の内容</u> <u>本種類株主は、本種類株式の払込期日</u> <u>以降いつでも、償還請求日（以下に定</u> <u>義する。）の10営業日前までに当会社</u> <u>に対して書面による通知（以下「償還</u> <u>請求事前通知」という。）を行った上</u> <u>で、当会社に対して金銭を対価として</u> <u>その有する本種類株式の全部又は一部</u> <u>を取得することを請求（以下「償還請</u> <u>求」という。）することができる。こ</u> <u>の場合、当会社は、本種類株式1株を</u> <u>取得するのと引換えに、当該償還請求</u> <u>の日（以下「償還請求日」という。）</u> <u>における会社法第461条第2項所定の</u> <u>分配可能額を限度として、法令上可能</u> <u>な範囲で、当該効力が生じる日に、当</u> <u>該本種類株主に対して、②に定める金</u> <u>額（但し、除算は最後に行い、円単位</u> <u>未満小数第3位まで計算し、その小数</u> <u>第3位を四捨五入する。以下「償還価</u> <u>額」という。）の金銭を交付する。な</u> <u>お、償還請求日における分配可能額を</u> <u>超える償還価額に係る償還請求が行わ</u> <u>れた場合、取得すべき本種類株式は、</u> <u>抽選又は償還請求が行われた本種類株</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、償還価額に、本種類株主が償還請求を行った本種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>②償還価額</p> <p>a基本償還額</p> <p>本種類株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。</p> <p>（基本償還価額算式）</p> $\text{基本償還価額} = 800,000 \text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$ <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</p> <p>b控除価額</p> <p>aにかかわらず、償還請求日までの間に支払われた本優先配当金（以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、本種類株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額をaに定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれ</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>れにつき控除価額を計算し、その合計額をaに定める基本償還価額から控除する。</p> <p><u>(控除価額算式)</u> 控除価額 = $\frac{\text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}}$</p> <p><u>償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)</u> から <u>償還請求日(同日を含む。)</u> までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</p> <p><u>③償還請求受付場所</u> 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p><u>④償還請求の効力発生</u> 償還請求事前通知の効力は、<u>償還請求事前通知に要する書類が③に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。</u> 償還請求の効力は、<u>当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</u></p> <p><u>6.金銭を対価とする取得条項</u></p> <p><u>①取得条項の内容</u> 当社は、本種類株式の払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、本種類株主等の意思にかかわらず、当社が本種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における会社法第461</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、本種類株主等に対して、②に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定による本種類株式の取得を「強制償還」という。）。なお、本種類株式の一部を取得するときは、取得する本種類株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、強制償還価額に、当社が強制償還を行う本種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>②強制償還価額</p> <p>a基本強制償還価額</p> <p>本種類株式1株当たりの強制償還価額は、第5項②aに定める基本償還価額算式（但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。</p> <p>b控除価額</p> <p>aにかかわらず、強制償還日までの間に支払われた本優先配当金（以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、本種類株式1株当たりの強制償還価額は、第5項②bに定める控除価額算式（但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p>支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、aに定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をaに定める基本強制償還価額から控除する。</p> <p>7.普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>①普通株式対価取得請求権の内容</p> <p>本種類株主は、2022年9月1日以降いつでも、普通株式対価取得請求日(以下に定義する。)の10営業日前までに当会社に対して書面による通知(以下「普通株式対価取得請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、②に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する本種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る本種類株式を取得するのと引換えに、当該普通株式対価取得請求の日(以下「普通株式対価取得請求日」という。)における法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該本種類株主に対して交付するものとする。但し、本種類株主は、⑧に従い、普通株式対価取得請求の効力が発生した場合、当該本普通株式対</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p> <u>価取得請求に係る普通株式対価取得請求日（同日を含む。）から始まる6か月の期間（以下「請求禁止期間」という。）については、当該請求禁止期間内に普通株式対価取得請求日が到来する新たな普通株式対価取得請求を行うことができないものとする。</u> </p> <p> <u>②本種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> <u>普通株式対価取得請求に係る本種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、③に定める金額（以下「普通株式対価基準額」という。）に普通株式対価取得請求に係る本種類株式の数を乗じて得られる額を、④乃至⑥で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式を対価とする取得請求に係る本種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u> </p> <p> <u>③普通株式対価基準額</u> <u>a基本普通株式対価基準額</u> <u>本種類株式1株当たりの普通株式対価基準額は、第5項②aに定める基本償還価額算式（但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「普通株式対価取得請求日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本普通株式対価基準額」という。）とする。</u> </p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p><u>b控除価額</u> <u>aにかかわらず、普通株式対価取得請求日までの間に支払われた本優先配当金（以下「普通株式対価取得請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、本種類株式1株当たりの普通株式対価基準額は、第5項②bに定める控除価額算式（但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「普通株式対価取得請求日」「普通株式対価取得請求前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される価額をaに定める基本普通株式対価基準額から控除した額とする。</u> <u>なお、普通株式対価取得請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、普通株式対価取得請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をaに定める基本普通株式対価基準額から控除する。</u></p> <p><u>④当初取得価額</u> <u>取得価額は、当初598円とする。</u></p> <p><u>⑤取得価額の修正</u> <u>本種類株式の払込期日以降、⑧に定める普通株式対価取得請求の効力が発生した日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）に相当する金額（以下「修正日価額」という。）</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p>が、当該修正日の直前に有効な取得価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、取得価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。</p> <p>⑥取得価額の調整</p> <p>(a)本種類株式の払込期日以降に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>(i)普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \text{分割後発行済普通株式数}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>(ii) <u>普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p><u>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</u></p> <p>(iii) (d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本⑥において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right)}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$ <p>(iv)当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本(iv)に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p>(v)行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(v)において同じ。）の合計額が(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(v)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本(v)に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。但し、本(v)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p><u>(b)(a)に掲げた事由によるほか、(i)乃至(iii)のいずれかに該当する場合には、当社は本種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>(i)合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(ii)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>(iii)その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>(c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまる時は、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| (新設) | <p><u>⑦普通株式対価取得請求受付場所</u> <u>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都</u> <u>千代田区丸の内一丁目4番1号</u> <u>三井住友信託銀行株式会社</u> <u>証券代行部</u></p> <p><u>⑧普通株式対価取得請求の効力発生</u> <u>普通株式対価取得請求事前通知の効力</u> <u>は、普通株式対価取得請求事前通知に</u> <u>要する書類が⑦に記載する普通株式対</u> <u>価取得請求受付場所に到達したときに</u> <u>発生する。普通株式対価取得請求の効</u> <u>力は、当該普通株式対価取得請求事前</u> <u>通知に係る普通株式対価取得請求日</u> <u>において発生する。</u></p> <p><u>⑨普通株式の交付方法</u> <u>当社は、普通株式対価取得請求の効</u> <u>力発生後、当該普通株式対価取得請求</u> <u>をした本種類株主に対して、当該本種</u> <u>類株主が指定する株式会社証券保管振</u> <u>替機構又は口座管理機関における振替</u> <u>口座簿の保有欄に振替株式の増加の記</u> <u>録を行うことにより普通株式を交付す</u> <u>る。</u></p> <p><u>第12条の3（譲渡制限）</u> <u>譲渡による本種類株式の取得について</u> <u>は、当社の取締役会の承認を要する</u> <u>ものとする。</u></p> |

第2号議案 第三者割当の方法によるA種種類株式の発行の件

会社法第199条に基づき、下記「2. 提案の目的及び理由」に記載の理由により、当社の親会社である株式会社DDホールディングス（以下「DDHD」といいます。）に対して、下記「1. 募集の概要」に記載の要領にて、第三者割当の方法による種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行を行うこと（以下「本第三者割当」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る本第三者割当は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1. 募集の概要

| | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | A種種類株式 1,000株 A種種類株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき800,000円 |
| (3) 払込価額の総額 | 800,000,000円 (全て金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ、以下「DES」といいます。)の払込方法によります。) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金 400,000,000円 増加する資本準備金 400,000,000円 |
| (5) 払込期日 | 2022年2月28日 |
| (6) 割当方法 | 第三者割当の方法により、DDHDに対して本種類株式1,000株を割り当てる。 |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>(7) 現物出資財産の内容及び価額</p> | <p>DDHDが当社に対して有する次に掲げる債権</p> <p>債権の表示：2020年4月17日付金銭消費貸借契約に基づく貸付金債権 元金：400,000,000円（当初元金総額400,000,000円） 担保の有無：無担保・無保証 返済期日：2022年3月31日 利息：年利0.55% 返済方法：期日一括弁済</p> <p>債権の表示：2020年5月29日付金銭消費貸借契約に基づく貸付金債権 元金：200,000,000円（当初元金総額200,000,000円） 担保の有無：無担保・無保証 返済期日：2022年3月31日 利息：年利0.55% 返済方法：期日一括弁済</p> <p>債権の表示：2021年2月25日付金銭消費貸借契約に基づく貸付金債権 元金：300,000,000円のうち一部である200,000,000円（当初元金総額300,000,000円） 担保の有無：無担保・無保証 返済期日：2022年3月31日 利息：年利2.475% 返済方法：期日一括弁済</p> |
|--------------------------|---|

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的及び理由

当社は、「To Entertain People ～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念のもと、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツを企画・融合させ、「楽しみに溢れた豊かなライフスタイルをより多くの人々に提案する」という、店舗の運営等を通じたカルチャーコンテンツ提供事業を行っており、具体的には飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを展開しております。

当社は、2020年2月期会計年度においては、営業利益8百万円、経常利益17百万円、当期純利益2百万円を計上し2016年3月期以来4期ぶりの営業黒字化を達成し、同会計年度末においては、純資産の合計が408百万円となっております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続し、緊急事態宣言及び各自治体における営業時間短縮の要請を受け、飲食サービス分野において集客数が大幅に減少いたしました。こうした新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、2021年2月期会計年度においては、売上高が著しく減少する中で、各段階利益が大きく悪化いたしました。

その結果、2021年2月期会計年度において、営業損失744百万円、経常損失620百万円、当期純損失740百万円を計上し、同会計年度末においては、332百万円の債務超過となりました。これにより、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が2021年5月27日に公表したとおり、当社の普通株式は、上場廃止に係る猶予期間（2021年3月1日から2023年2月28日まで）に入ることとなりました。

当社においては当該債務超過の解消に向けた基本方針等を2021年4月14日付の「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」にて公表しております。この基本方針に基づき、これまで、当社においては経営合理化のための取り組みとして、①コストの圧縮、②不採算店舗の退店、③事業戦略における経営資源の適切な配分を実施してまいりました。具体的には、①コストの圧縮の取り組みにおいては、役員報酬の減額をはじめとした人件費の抑制、固定費圧縮を図るため、業務上必要な機器・サービスの抑制、地代家賃の減額交渉、広告宣伝費の抑制等、全ての費用の見直しと削減対策を継続して実施しております。また、②不採算店舗の退店の取り組みにおいては、当社において将来キャッシュ・フローを稼得できる見込みがないと判断される店舗については不採算店舗として退店対象にしており、2022年2月期第3四半期累計期間においては、飲食サービス分野に属する当社直営店舗の2割弱に相当する7店舗の退店を行っております。さらに、③事業戦略における経営資源の適切な配分の取り組みにおいては、コロナ禍

（緊急事態宣言の発出により直営店舗を大部分の期間において休業していた2021年2月期第2四半期累計期間を除く。）においても、当社の一部直営店舗にて実施しているIPコンテンツ（アニメやゲーム、漫画、アイドル、音楽アーティスト等）を活用したコラボカフェの業績に関しては好調に推移した実績を踏まえ、当社としては、コラボカフェという領域に経営資源をより一層投下していく方針を掲げております。なお、これらの債務超過の解消に向けた取り組みの進捗状況については、各四半期決算のタイミングで開示を行っております。このように、当社は上場廃止に係る猶予期限である2023年2月期までに債務超過の解消を目指して上場廃止を回避すべく、中長期的な業績回復・成長を見据えた抜本的な構造改革を推し進めてまいりました。

しかしながら、これらの取り組みには一定の効果が見られたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2021年4月に三度目の緊急事態宣言が発出され、同年9月に解除されるまで社会活動が抑制される状況が続いたことや、緊急事態宣言の解除後も一部地域では営業時間短縮等の要請が続き、依然として先行き不透明な厳しい状況が続いたことで、当社の業績の向上にまでは至らず、2022年2月期第3四半期末である2021年11月30日現在において、220百万円の債務超過となっております。

一方で、当社は、収益改善に向けた上記の取り組みのみでは2023年2月期における債務超過の解消を実現することが困難であるとの考えに至り、資本増強を含む各種施策について親会社であるDDHDと当事業年度より協議を開始いたしました。当該協議の過程で、債務超過の早期解消によって上場廃止を回避し経営の安定化を図るためには、既存の借入債務を株式化するDESの実施が最も合理的であり、早期かつ確実な資本増強の方法であるとの判断に至りました。そして、親会社であるDDHDが当社に対して債務超過額以上の貸付金債権を保有していることを踏まえ、当社からDDHDに対し、DDHDが当社に対して有する貸付金債権を現物出資財産としたDESの実施を提案いたしました。その後、当社とDDHDの間で、DESの具体的な条件について複数回にわたり慎重に協議・交渉を行った結果、少なくとも当面の間は既存の普通株式を有する株主の皆様の議決権の希薄化を伴わない手法として、無議決権優先株式である本種類株式をDESの手法により発行することで合意に至りました。

以上の経緯を経て、当社は、債務超過の解消、当社の負債圧縮及び自己資本の増強に伴う自己資本比率の改善等を図るためには、DDHDを割当予定先として、DESの手法により本種類株式を発行することが最適であると判断いたしました。

(2) 本第三者割当の選択理由

当社は、上記「(1) 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、自己資本が大きく毀損している当社の財務状況及び業績回復・成長への見通しが依然として先行き不透明な状況においては、金融機関等からの借入や社債発行による負債性の資金調達を実施するのではなく、債務超過の解消のために自己資本の増強を図ることのできる手法を採用することが、長期的な株主価値の維持向上のためには不可欠であると考えております。そして、早急に債務超過を解消して財務基盤の安定化を図るためには、迅速性かつ確実性の高い手法が望ましく、かかる観点から、DDHDが当社に対して有する貸付金債権を用いたDESの手法による第三者割当の方法が、債務超過の解消、当社の負債圧縮及び自己資本の増強に伴う自己資本比率の改善等を図るために最適であると判断いたしました。もっとも、DESの手法による第三者割当によって普通株式を発行することとした場合、急激かつ大規模な普通株式の希薄化が生じ、当社の安定した事業運営や既存株主の保有する株式価値に多大な影響を与えることが懸念されるため、少なくとも当面の間は普通株式の希薄化の生じない種類株式を発行する方法が、当社にとって有効な選択肢であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、DESの手法によりDDHDに対して本種類株式を発行する本第三者割当が、現時点での最良の選択肢であるとの判断に至りました。

3. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本種類株式の公正価値は、第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号、代表取締役社長 小幡治、以下「Stewart McLaren」といいます。）に算定を依頼しました。当該第三者算定機関と当社及びDDHDとの間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、公正価値算定に使用する公正価値算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や数値計算手法（モンテカルロ法を含む。）といった他の公正価値算定手法との比較及び検討を実施した上で、一般的な公正価値算定手法のうち二項モデル（コックス・ロス・ルービンシュタイン法、以下「CRR法」といいます。）を用いて本種類株式の公正価値評価を実施しています。

CRR法は、株価変動の確率過程を、二項ツリーを使って構築し、最終株価を算出し、ツリーに沿って現在に向けて後ろ向きに計算する時に、普通株式へ転換するのが最適かどうか、その他の特約条項（償還請求、強制償還）が発動されるべきかどうかを判断し、それぞれの決定された事象のペイオフを導き、それらのペイオフに適切な割引率を適用して現在価値を求める手法です。

当該第三者算定機関は、本種類株式の諸条件、本種類株式の発行決議に先立つ算定基準日である2022年1月21日における当社普通株式の株価終値598円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）45.15%、算定上の想定期間8.66年、配当利率0.0%、安全資産利率0.05%、リスク資産利率4.0%、付帯特約条項、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な公正価値算定モデルであるCRR法を用いて、本種類株式の公正価値評価を実施しました。

これらの公正価値算定により、当該第三者算定機関の公正価値算定結果として、本種類株式の1株当たりの払込金額は金800,000円となりました。

本種類株式の払込金額の決定に当たっては、当該第三者算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、種類株式の評価額の算定手法として一般的に用いられているCRR法を用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価格がない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等か

ら、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、本臨時株主総会において、本第三者割当の必要性及び相当性について株主の皆様に説明した上で、本種類株式の発行について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことを予定しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される本種類株式は、議決権を持たず、普通株式を対価とする取得請求権は原則として発行後8年6か月が経過した後に行使可能となり、普通株式を対価とする取得条項は付されていないため、原則として少なくとも発行から8年6か月が経過するまでの間は議決権の希薄化が生じません。本種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が当初の条件で全て行使されたと仮定した場合に発行される予定の当社普通株式数は、1,337,793株（議決権数13,377個）であり、2021年11月30日現在の発行済株式総数1,560,864株に対して85.71%の希薄化が将来的に生じ、また、2021年11月30日現在の総議決権数15,600個に対して85.75%の希薄化が将来的に生じる計算となります。しかしながら、本種類株式の発行時点では、即座に議決権の希薄化は生じないこと、本第三者割当を通して、債務超過の解消、当社の負債圧縮及び自己資本の増強に伴う自己資本比率の改善等を図ることができることから、本第三者割当による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

(3) 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本第三者割当の公正性を担保するための措置として、上記「3. 発行条件等の合理性」の「(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本種類株式の発行条件の決定に当たり、当社及びDDHDから独立した第三者算定機関であるStewart McLarenに依頼し、本種類株式の価値算定結果を得たほか、本第三者割当が支配株主との取引等に該当することから、支配株主と利害関係のない、経営者から一定程度独立した者によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対し、①本第三者割当の必要性に関する事項、②本第三者割当の相当性に関する事項、③本第三者割当の手続の公正性に関する事項及び④本第三者割当の決定が少数株主にとって不利益でないことについて諮問し、本特別委員会から、2022年1月24日付で、本第三者割当には必要性・相当性があり、また、本第三者割当の手続は公正であることなどを踏まえると、本第三者割当の決定は少数株主に不利益なものでない旨の答申書を入手し

ております。

また、本第三者割当に係る取締役会決議に際し、当社取締役のうち、支配株主であるDDHDの取締役を兼務している鹿中一志氏及びDDHDから転籍して当社の取締役に就任している有村譲氏は審議及び決議に参加しないことで、利益相反を回避するための措置を採っております。一方で、鹿中一志氏及び有村譲氏が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、取締役会決議に係る定足数確保の観点から、上記の取締役会決議を行った後に、上記の取締役会決議に参加した鯛剛和氏及び近藤彰男氏に加えて、鹿中一志氏及び有村譲氏を含む当社取締役4名全員によって改めて審議を行い、その全会一致により、本第三者割当に係る議案を承認しております。また、当該取締役会において、当社の監査役全員が本第三者割当に異議がない旨の意見を述べております。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 提案の理由

当社は、早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、D E Sによる資本金及び資本準備金（以下「資本金等」といいます。）の額の増加の後、資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしたいと存じます。

なお、本議案に係る資本金等の額の減少については、第2号議案が原案どおり承認可決され本第三者割当がなされることを条件といたします。

2. 資本金等の額の減少の概要

(1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当後の資本金の額448,876,547円のうち、400,000,000円を減少して、当該減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

(2) 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当後の資本準備金の額756,752,349円のうち、600,000,000円を減少して、当該減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

(3) 資本金等の額の減少がその効力を生ずる日

2022年2月28日（予定）

第4号議案 剰余金の処分の件

1. 提案の理由

当社は、会社法第452条の規定に基づき、第3号議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」により生じるその他資本剰余金を、欠損填補に充当するため、繰越利益剰余金に振り替えることとしたいと存じます。

なお、本議案に係る剰余金の処分については、第3号議案が原案どおり承認可決され、資本金等の額の減少の効力が発生することを条件といたします。

2. 剰余金の処分の概要

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 740,943,977円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 740,943,977円

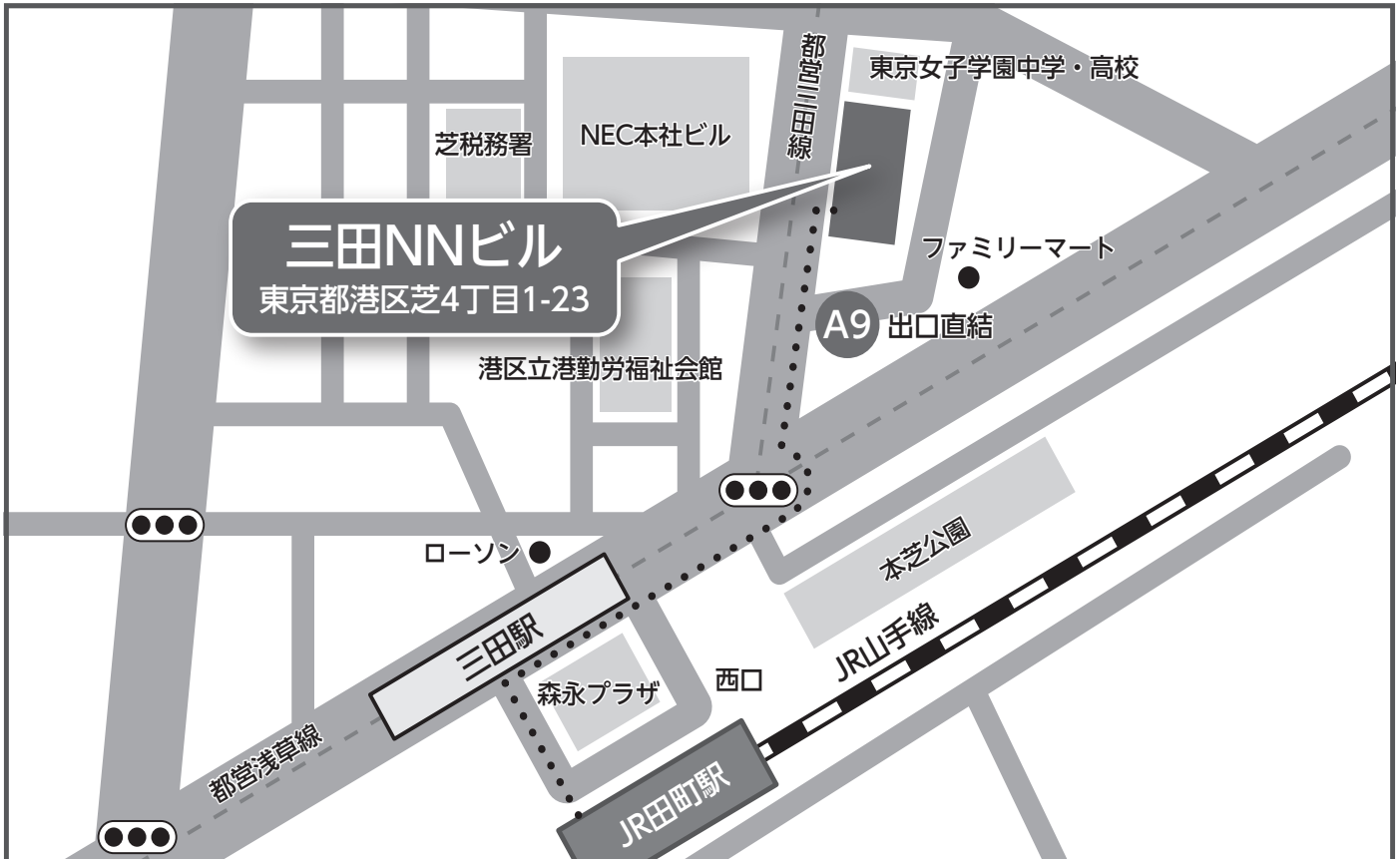
以 上

臨時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝4-1-23 三田NNビル

1階セミナールーム

電話番号 03-6866-0245



[交通]

- JR各線
「田町駅」徒歩5分
- 都営三田線
「三田駅」A9番出口より直結
- 都営浅草線
「三田駅」徒歩3分